

第23期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年12月23日（火曜日）午後1時

開催場所

福岡市中央区天神2丁目11番3号
ソラリアステージビル6階
SPACE on the Station 11.12.13

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

目次

第23期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
● 事業報告	18
● 連結計算書類	37
● 計算書類	39
● 監査報告書	41
● 株主総会会場ご案内図	47

お土産の配付中止について

株主総会会場の入退場口の混雑を回避するため、お土産の配布を取りやめさせていただきます。

証券コード 3726
2025年12月8日

株 主 各 位



福岡市中央区薬院一丁目1番1号

株式会社フォーシーズHD

代表取締役社長 寺 田 智 美

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.4cs-holdings.co.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し「基本情報」、「縦
覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使すること
ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、
同封の議決権行使書用紙もしくはインターネットより議案に対する賛否をご表示いただき、
2025年12月22日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し
あげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午後1時
2. 場 所 福岡市中央区天神2丁目11番3号ソラリアステージビル6F
SPACE on the Station 11.12.13
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第23期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ・決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.4cs-holdings.co.jp/ir/>) に記載させていただきますのでご了承ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内

電子議決権行使をされる場合には、「フォーシーズHDプレミアム優待倶楽部」への会員登録が必要になります。
まだ会員登録がお済みでない株主様は【会員登録方法】をご参照いただき、会員登録のうえ、議決権行使をお願いいたします。会員登録がお済みの株主様は【インターネットによる議決権行使方法】をご参照のうえ、議決権行使をお願いいたします。

【会員登録方法】

下記URLもしくはQRコードよりフォーシーズHDプレミアム優待倶楽部にアクセスし、画面の指示に従い、必要な情報をご入力の上、会員登録をお願いいたします。

<https://4cs-holdings.premium-yutaiclub.jp/>



※「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。

【会員登録に必要な情報】

■株主番号

ご自身の9桁の株主番号をご入力ください。

※議決権行使書用紙の中央上部に記載がございます。

■郵便番号

2025年9月末日現在の株主名簿に記載又は記録された郵便番号をご入力ください。

※仮登録完了後メールが届きますので、本登録を完了してください。

【会員登録完了後のログイン】

ご自身で設定した下記の情報をご入力ください。

■ログインID（メールアドレス）

■パスワード

※会員登録時にご自身で設定したもの

【インターネットによる議決権行使方法】

■STEP 1

フォーシーズHDプレミアム優待倶楽部にログインください。

■STEP 2

ポップアップ画面で「すぐに議決権行使する」を押していただき、賛否を選択ください。

■STEP 3

議決権行使状況の「回答する」を押してください。

■STEP 4

議案内容を確認し、各議案の賛成・反対を選択いただき、「確認する」を押してください。

■STEP 5

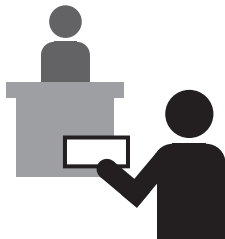
選択内容を確認し、「以上の内容で行使する」を押してください。

【フォーシーズHDプレミアム優待倶楽部の問い合わせ先】

フォーシーズHDプレミアム優待倶楽部ヘルプデスク
問い合わせ先電話番号：0120 - 980 - 965
通話無料/受付時間 9:00 ~ 17:00（土日祝を除く）

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合



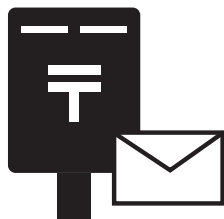
株主総会
開催日時

2025年12月23日（火曜日）
午後1時（受付開始 12時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

※代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席されない場合



書面（郵送）による議決権行使の場合

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後6時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後6時30分入力完了分まで

前頁に記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

注意

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 社会変化及び事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、新たな収益源の確保と企業価値の向上を図るため、事業の多角化を推進すべく、必要な事業目的を追加を行うとともに、体裁を整えるため、番号表記の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。業務執行と監督との分離を促し重要な業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に広く委任することで、経営における意思決定の迅速化を図ります。一方、取締役会は経営方針、経営戦略を中心とした審議をより一層充実させることで、取締役会の監督機能を強化・高度化させ、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 <条文省略> (目的)	第1条 <現行どおり> (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業
①～④⑦<条文省略> (新設) (新設) (新設)	1.～47.<現行どおり> 48. <u>衣料品及び帽子、日傘等衣料雑貨品の企画・製造・販売及び輸出入</u> 49. <u>アクセサリー及び日用雑貨品の企画・製造・販売及び輸出入</u> 50. <u>靴、靴用品及び鞆の企画・製造・販売及び輸出入</u>
④⑧ 前①乃至④⑦に掲げる事業に付随・関連する一切の事業	51. 前1.乃至50.に掲げる事業に付随・関連する一切の事業

現行定款	変更案
(2) 前号に定める事業 (3) 貸金業 (4) フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び直営店の運営、並びに加盟店の募集及び指導 (新設) <u>(5) 前各号に付随・関連する一切の業務</u> 第3条～第5条 <条文省略>	(2) 前号に定める事業 (3) 貸金業 (4) フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び直営店の運営、並びに加盟店の募集及び指導 (5) 古物営業法に基づく古物商 <u>(6) 前各号に付随・関連する一切の業務</u> 第3条～第5条 <条文省略>
第2章 株式及び端株 第6条～第11条 <条文省略>	第2章 株式及び端株 第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会 第12条～第17条 <条文省略>	第3章 株主総会 第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u> <新設> (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <新設> (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新設>	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である者を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
＜新 設＞ 第21条（条文省略） （代表取締役及び役付取締役） 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 （取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条（条文省略） ＜新 設＞ （取締役会規程） 第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。 （報酬等） 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。 第21条（現行どおり） （代表取締役及び役付取締役） 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である者を除く）の中から選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 （取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条（現行どおり） （重要な業務執行の決定の委任） 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> （取締役会規程） 第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。 （報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。</u>

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤監査役) 第31条 常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。	第5章 監査等委員会 <削 除> <削 除> <削 除> (常勤の監査等委員) 第29条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により監査等委員の中から選定する。

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。 (報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 <削 除> <削 除>
第6章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第36条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第6章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第32条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第7章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3 当会社は前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。 (配当金の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2 前項の金銭には、利息を付けない。	第7章 計 算 (事業年度) 第33条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3 当会社は前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。 (配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2 前項の金銭には、利息を付けない。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりです。

候補者
番号

1

まつの ひろひろ
松野 博彦

再任

生年月日

1977年11月17日

■所有する当社の株式の数
一株

■取締役会への出席状況
32回/32回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 (株)山田債権回収管理総合事務所 入所
2006年4月 司法書士法人ふなざき総合事務所 入所
2013年8月 (株)ミュゼプラチナム 入社
2020年4月 同社 取締役
2020年4月 (株)不二ビューティ 取締役
2020年9月 (株)TKマネジメント 代表取締役
2023年4月 ネットプライス有限責任事業組合 組合員（現任）
2023年9月 (株)MAQUIA 取締役
2023年12月 当社 取締役
2024年12月 当社 代表取締役副社長（現任）
2025年6月 (株)i i y 代表取締役（現任）
2025年10月 (株)MIRAISE 代表取締役（現任）

候補者
番号

2

うらの だいすけ
浦 太介

再任

■生年月日

1976年7月29日

■所有する当社の株式の数
一株

■取締役会への出席状況
25回/25回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 東日本電信電話(株) 入社
2007年7月 (株)Izanami 入社
2017年5月 (同)トニカル 代表社員（現任）
2020年7月 ライトエステイト(同) 代表社員（現任）
2024年10月 当社 業務管掌顧問
2024年12月 当社 取締役（現任）
2025年10月 (株)MIRAISE 取締役（現任）

候補者
番号

3

たちかわ みつあき

立川 光昭

再任

社外

■ 生年月日

1976年8月6日

■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

22回/32回 (69%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	SUNDON TRADING JAPAN 入社
1999年9月	(株)MCM 代表取締役
2014年6月	エムグループホールディングスアンド キャピタル(株) 執行役員 (現任)
2021年10月	(株)ネットプライス 執行役員会長 (現任)
2022年10月	ネットプライス有限責任事業組合 組合員 (現任)
2023年4月	当社 取締役 (現任)
2023年4月	(株)ジェリービーンズグループ 取締役会長 (現任)
2024年10月	(株)ANAP 取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

立川光昭氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は次のとおりであります。
青年期より起業し成功を収めた後、ユダヤ系商社にてビジネスの基本を学び、その後、メディアに露出させる独特のPR手法及び消費行動心理学を用いたマーケティング手法により、様々な企業のブランディングや売上向上の実績を上げられております。当社に対しても様々な事業のアライアンス先をご紹介いただいております。当社が今後注力すべき商品PRを含めたマーケティングの分野において強化を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 立川光昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 立川光昭氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年8ヶ月であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案のとおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時も同内容での更新を予定しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査等委員である取締役の候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者
番号

1

て ら だ と も み
寺田 智美

新任

- 生年月日
1973年1月26日
- 所有する当社の株式の数
一株
- 取締役会への出席状況
30回/32回（94％）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 近藤税理士事務所 入所
- 2010年10月 (株)ティーナイン 入社
- 2017年4月 (株)CLEAR 代表取締役（現任）
- 2019年2月 (株)ミヤビインターナショナル 監査役（現任）
- 2020年7月 (株)ピザニスタトウキョウ 代表取締役（現任）
- 2023年3月 (有)ジー・ディー・シー 代表取締役
- 2023年12月 当社 代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寺田智美を常勤監査等委員候補とした理由及び期待される役割は次のとおりであります。
当期におきましては、代表取締役副社長 松野博彦の就任により、代表取締役2名体制を構築し、寺田および松野の両名が緊密に連携しながら会社運営を推進してまいりました。松野は対外的な交渉および新規開拓において主導的な役割を担う一方、寺田は企業統治分野において管理部門の体制強化、業務効率の改善、意思決定プロセスの透明化等、当社のガバナンス強化という役割を担っておりました。以上のことから、寺田は代表取締役社長としての経験と監査等委員として必要となる企業統治に関する深い知見を有しており、今後の当社経営体制においては、常勤監査等委員としてより一層の企業価値向上に貢献することが、当社にとって最適であると判断しました。

候補者
番号

2

かみ や まさ ふ み
神谷 将史

新任

社外

独立

■ 生年月日

1976年2月11日

■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

24回/32回（75%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	(株)グッドウィル・コミュニケーション 入社
2010年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
2011年1月	銀座第一法律事務所 入所
2016年4月	神谷・大久保総合法律事務所開設 代表弁護士（現任）
2020年4月	(株)ミュゼプラチナム 社外監査役
2023年12月	当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神谷将史氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は次のとおりであります。

事業会社の社長室で新規事業開発、投資業務の経験を経て、司法試験に合格をされました。弁護士登録後は、主に中小企業やスタートアップ企業の法務戦略・支援に携わられており、知的財産権をはじめとする法務全般のサポート、コンプライアンス実現や内部統制の強化のため社内の諸問題や新規事業に関する助言をされています。また、民事介入暴力対策委員会に所属（2021年度からは同委員会の副委員長に就任）し、反社会的勢力との断絶や不当要求対策などにも取り組まれています。

当社の成長戦略の一つであるM&Aを中心とした次の柱となる新規事業の実現におけるコンプライアンス体制や内部統制の強化と、会社を取り巻く様々なリスクを管理するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

てら ま え

寺前

たく

卓

新任

社外

独立

■ 生年月日

1969年11月19日

■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

25回/32回（78%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 （株）三和銀行（現社名：㈱三菱UFJ銀行） 入行
2005年10月 BNPパリバ証券会社 入社
2011年11月 ソシエテジェネラル証券会社 入社
2013年 6 月 （株）MARYSOL 代表取締役（現任）
2023年12月 当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寺前卓氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は次のとおりであります。

大手銀行にて事業法人の海外進出、ビジネスプロモーションの支援業務、各種ファイナンス業務、事業再生案件、M&Aのアレンジ等、顧客へのソリューション提供に従事されておりました。その後、外資系金融機関においては、クライアントの財務戦略をサポートするための多岐にわたる金融スキームのアレンジ、M&Aを含む各種投資銀行業務に従事され、㈱MARYSOLを創業後は、上場企業を中心としたクライアントの案件にてF Aを歴任する等、M&A、資本政策のアドバイザー業務にフォーカスされておりました。多様な属性のクライアントそれぞれの経営戦略、財務戦略に沿った提案や案件のアレンジも得意とされ、数々のM&A、事業再生案件のアドバイザーとしてご活躍されております。当社におきましては、資本政策の構築やM&A、国内外事業提携や海外への事業展開の強化の加速化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 神谷将史氏及び寺前卓氏は社外取締役候補者であります。
 3. 神谷将史氏及び寺前卓氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって両氏ともに2年であります。
 4. 神谷将史氏及び寺前卓氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が社外取締役として就任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案のとおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時も同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 役員のスキルマトリックス(本総会において各役員候補者が選任された場合)

	氏名	社外独立	企業経営/ 企業戦略	M&A/ 資金調達/ アライアンス	グローバル/ ビジネス	事業戦略/マ ーケティング	財務/ 会計	人事 労務/ 人材育成	法務/ リスク/ マネジメント	内部統制/ ガバナンス	ジェンダー/ 多様性
取締役（監査等委員である取締役を除く）											
再任	松野 博彦		○	○	○	○	○	○	○	○	○
再任	浦 太介		○	○	○	○	○	○	○	○	○
再任	立川 光昭		○	○	○	○					○
監査等委員である取締役											
新任	寺田 智美		○	○		○	○	○	○	○	○
新任	神谷 将史	●	○	○				○	○	○	○
新任	寺前 卓	●	○	○	○	○	○			○	○

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社は、取締役に対する報酬について、第17期定時株主総会（2019年12月20日開催）において、標準報酬を年額200百万円以内でご承認いただき、2022年9月9日に任意の報酬委員会からの答申に基づき、標準報酬のほかに業績連動現金報酬・自社株等報酬としております。

今般、当社は、2025年12月23日開催の第23期定時株主総会の決議事項第1号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の実績等諸般の事情を考慮し検討した結果、引き続き年額200百万円以内といたしたくお願いするものであります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、従来どおり使用人分給与は含まれないものといたしたいと存じます。また、各取締役の具体的な報酬等の額は取締役会に一任といたしたくお願いするものであります。現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）であります。第1号及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役を除く取締役は3名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、2025年12月23日開催の第23期定時株主総会の決議事項第1号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加することに加え、監査等委員として、従前監査役会が担っていた監査業務を行うとともに、他の取締役の職務の執行を監督する等の職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じますが、経済情勢等諸般の事情を考慮し検討した結果、第17期定時株主総会（2019年12月20日開催）においてご承認いただいた、年額30百万円以内を引き続き継続したくお願いするものであります。

また、各監査等委員である取締役の具体的な報酬等の額は監査等委員である取締役の協議にご一任といたしたくお願いするものであります。現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。第1号及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

以 上

事業報告

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2025年9月に公表された日銀短観においては、大企業・非製造業の業況判断DIがプラス34と高水準を維持し、個人消費やインバウンド需要の持続が引き続き企業業績を下支えしていることが確認されました。一方で、先行き判断DIは28とやや悪化し、物価上昇や為替変動、海外経済の不透明感を背景に、経済環境の先行きに対する慎重な見方が広がっております。当社では、小売・卸売両分野においてこうした外部環境の変化に適切に対応する体制を構築しております。小売分野では、価格戦略の見直しに加え、店舗運営の効率化を進めており、実質的な収益性の維持・改善に努めております。また、卸売・国際取引においては、円安修正による輸入コストへの影響を注視しつつ、契約内容や仕入先の見直し、リスク管理を一層強化しております。このような当社を取り巻く環境において、当社グループにおきましては業績回復に向けて、各セグメントそれぞれの営業スタイル特性に合わせた施策を積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、「通販事業」「卸売事業」におきましては売上高予測に対し若干下回ったものの、引き続きセグメント利益を上げることが出来ております。「リテール事業」におきましては不採算店舗の撤退により売上高は減少しておりますが、営業損失ではあるものの予測どおりの結果となりました。また、「コンサルティング事業」におきましては、太陽光発電所及び蓄電所の売却契約をより好条件での交渉を継続中であり、一部の物件については好条件での売却が実施できつつも、事業譲受によるのれん償却費用として65,368千円、業務委託費用として79,016千円が先行して生じたことより利益が予測から大きく落ち込む結果となりました。

以上のことより、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,441,039千円（前年同期比8.1%増）となり、営業損失165,319千円（前年同期は営業損失126,174千円）、経常損失206,464千円（前年同期は経常損失129,355千円）、親会社株主に帰属する当期純損失243,929千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失273,032千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（通販事業）

通販事業は社内コールセンターにおける電話オペレーターによる販売とEC販売にて構成されております。通販事業におきましては、売上高1,201,461千円（前年同期比11.0%増）、セグメント利益は183,867千円（前年同期比7.0%減）となりました。通販事業の今期の施策として商品の認知度、ブランディング強化のため、先行投資として積極的な広告配信を行ったこともあり、売上高は前年同期を上回りましたが、セグメント利益は前年同期を下回る結果となりました。通販事業の今期の施策としては、電話オペレーター販売においては、コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大、当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大、インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大を目指しております。リピート顧客及び掘り起し顧客へのアプローチを徹底的に継続し安定的な売上・利益の実績をつくることができていることと、さらに電話での販売スキルを武器に各商材や架電代行業務を行うなど積極的な展開を進めてまいりました。EC販売においては、モール販売の強化、SNSの活用や広告配信などにより全ブランドの認知度向上と新規顧客開拓を図り、売上拡大につなげました。中でも、子会社の株式会社 i i y が展開する「CHARM MAKE BODY」はSNSやブランド戦略を積極的に行い、順調に売上を伸ばしてきました。以上の結果、通販事業全体としては、売上高については前年同期よりも上回る結果となり、安定的な黒字化体制を確立することができました。

(卸売事業)

卸売事業は国内卸売事業と海外卸売事業にて構成されております。卸売事業におきましては、売上高612,339千円（前年同期比17.7%増）、セグメント利益182,951千円（前年同期比13.8%減）となりました。卸売事業の今期の施策としては、国内外における当社取扱いブランド商品の更なる販路拡大、小売店・卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大を目指しました。すでに実績のある「Cure」ブランドについては、国内外の人気ユーチューバーによるプロモーション活動の効果も大きく売上、販路を順調に拡大しました。また、今期よりベトナムでの販路拡大として実績をつくることができ、ベトナム国内での販売店を拡大し順調に売上を伸ばいたしました。「FAVORINA」「FINE VISUAL」「AROMA BLOOM」につきましては、国内卸売事業・海外卸売事業とも認知拡大を目的としたプロモーション活動を継続しており、それぞれ順調に進んでおります。「FAVORINA」の1剤式炭酸パック“炭酸クリアパック”は、中国での一般貿易を開始させ、KOLを起用したプロモーション活動やライブコマースでの販売等で商品の認知拡大及び売上向上に資する取り組みを行ってまいりました。ボディケアカンパニーのファイテン株式会社との共同企画商品「アロマブルーム メタックスアロマティックローション」は、引き続きバラエティショップや大手ドラッグストア等での販売店を拡大しており、第2弾のコラボ商品として薬用入浴剤「アロマブルーム アロマティックバス」を2025年9月3日より販売を開始しております。以上の結果、卸売事業全体としては、販路拡大の施策を強化する中でマーケティングの強化を行いながら順調に売上を拡大しております。

(リテール事業)

リテール事業は「AROMA BLOOM」の店舗運営事業にて構成されております。リテール事業におきましては、売上高483,766千円（前年同期比23.8%減）、セグメント損失28,145千円（前年同期はセグメント損失34,975千円）となりました。

今期の施策としては、戦略的な不採算店舗の撤退を進め営業損失の縮小を図るとともに、新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数及び販売単価の向上と原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善を目指しました。会員獲得施策として導入しているアプリ会員については毎月3,000件程の新規会員様をコンスタントに獲得し、LINEアカウントの登録者数も9万人を超えクーポンの配信等で来店数の増加やリピート率及び単価の向上につながっております。その結果、リピート率や客単価につきましては順調に伸びており、更なる収益拡大のため新規顧客獲得も併せて強化しております。

す。また、より一層の来店誘導のため、地域特性に合わせたMD（ブランド、店舗、顧客）コンセプトを見直し、仕入れ価格の交渉及びOEM製品開発による原価率の改善や新商品の投下を進めてきた結果、前年同期より店舗の退店で売上は減少しましたが営業損失の改善にはつながっております。今後も、残存した不採算店舗の撤退を進めることで収益黒字化を目指すとともに、店舗コンセプト及び収益性に見合う物件においては、すでに公表しておりますとおり世界49か国での革新技術による特許技術を保有するDENBA JAPAN株式会社（以下「DENBA社」という）との業務提携を通じた次世代スリープテック空間での新業態の店舗展開を進めてまいります。

（コンサルティング事業）

コンサルティング事業におきましては、売上高143,835千円（前年同期比370.1%増）、セグメント損失29,945千円（前年同期はセグメント損失12,813千円）となりました。

今期の施策としては、前連結会計年度の第3四半期より、早期の黒字化実現のため事業の取捨選択を検討した結果、社内のリソースを再生可能エネルギー事業へとシフト変更し、子会社の株式会社HACCPジャパンにおける衛生関連商材の販売及びコンサルティング事業は縮小を進めてきました。一方、2024年5月に実施した第三者割当による新株式発行によって調達した資金387百万円を元手に、2024年12月2日に設立した子会社のファンタスティックフォー第1号合同会社とともに太陽光発電事業における太陽光発電所を継続的に購入取得し販売する事業を推進してきました。また、2025年2月14日に公表しておりますとおり当社グループは系統用蓄電所に関する事業を開始することを決議し、系統用蓄電所の売却を行ってきました。しかしながら、太陽光発電所及び蓄電所の売却契約をより好条件での交渉を継続し、一部の物件については好条件での売却が実施できつつも、事業譲受によるのれん償却費用として65,368千円、業務委託費用として79,016千円が先行して生じたことにより利益が予測から大きく落ち込む結果となりました。引き続き、太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することでの収益拡大を進めてまいります。また、更なる再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため、特別高圧蓄電所の取り扱いの開始を検討するとともに、2025年3月31日開示の、シンエネルギー開発株式会社との業務提携に基づく各種取り組みも推進してまいります。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

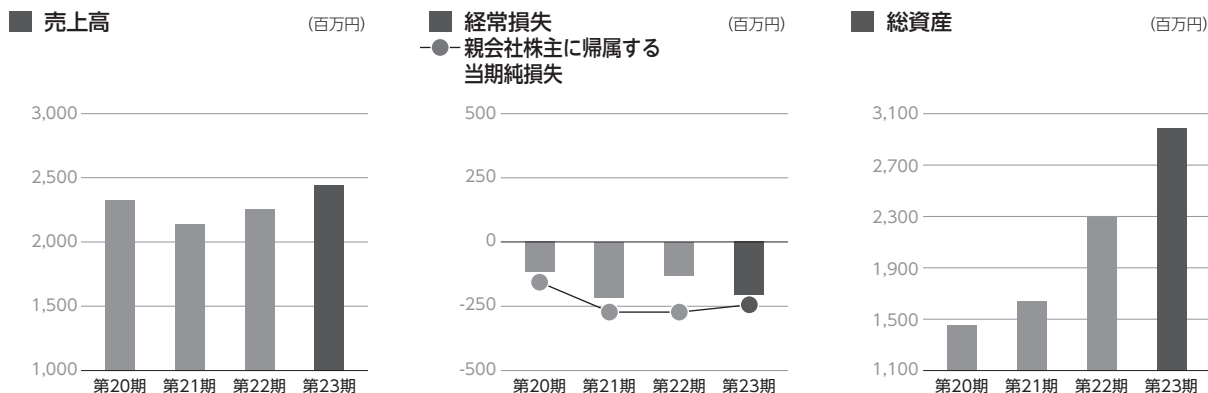
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当による新株679,000株、新株予約権18,210個及び行使による新株450,800株の発行により、717,860千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第20期 2022年9月期	第21期 2023年9月期	第22期 2024年9月期	第23期 2025年9月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	2,324,589	2,136,884	2,257,804	2,441,039
経 常 損 失 (△) (千円)	△116,993	△216,931	△129,355	△206,464
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△156,527	△272,624	△273,032	△243,929
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△21.76	△35.29	△31.27	△23.64
総 資 産 (千円)	1,454,083	1,643,387	2,293,574	2,986,712
純 資 産 (千円)	454,116	518,166	1,173,403	1,658,776



② 当社の財産及び損益の状況

項 目	第20期 2022年9月期	第21期 2023年9月期	第22期 2024年9月期	第23期 2025年9月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,404,868	1,780,416	1,833,281	1,908,110
経 常 損 失 (△) (千円)	△136,386	△223,141	△127,692	△159,899
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△172,562	△300,480	△264,268	△197,787
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△23.99	△38.90	△30.27	△19.17
総 資 産 (千円)	1,252,087	1,583,917	2,260,232	2,756,755
純 資 産 (千円)	475,893	512,086	1,176,087	1,707,602

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社H A C C P ジャパン	9,000千円	98%	コンサルティング事業
株式会社 i i y	1,000千円	100%	通販事業
ファンタスティックフォー第1号合同会社	100千円	100%	コンサルティング事業

(6) 対処すべき課題

当社グループは第18期連結会計年度より、営業黒字、プラスのキャッシュ・フローを達成するため、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消する施策を実施してまいりましたが、国際情勢の変化や物価上昇に伴う経済状況の変化による影響等が続いており、前連結会計年度において、営業損失126,174千円、親会社株主に帰属する当期純損失273,032千円を計上し、当連結会計年度においても、営業損失165,319千円、親会社株主に帰属する当期純損失243,929千円を計上しております。

通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。

リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当連結会計年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定であります。

また、コンサルティング事業の中でも太陽光の低圧発電所及び一部の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があったものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。またさらに、保有する低圧物件につきましても、売却の条件の交渉が完了し、順次売却を実施しております。このような状況下、当連結会計年度末の流動資産に関して、前連結会計年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、低圧、高圧の太陽光発電所の売却が順次進んでおります。

当社グループの事業運営は、継続して営業黒字、プラスの営業キャッシュ・フローを達成することができず、また、資金水準が低下していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消するため以下の対応策を進めてまいります。

(対応策)

1. 通販事業

- ① コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大
- ② 当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大
- ③ インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大
- ④ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ⑤ D E N B A社商品の販売強化による収益拡大

2. 卸売事業

- ① 国内外における当社取扱いブランド商品の販路拡大
- ② 小売店、卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大
- ③ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ④ D E N B A社商品の販路拡大

3. リテール事業

- ① 残存した不採算店舗の撤退による収益黒字化
- ② 新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上
- ③ 原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善
- ④ D E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態の強化

4. コンサルティング事業

- ① 取得済みの太陽光発電所及び蓄電所について、収益の最大化を図りつつ早急に売却契約締結を進める
- ② 再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため他社との業務提携も視野に入れながら太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することによる収益拡大
- ③ Web3.0事業の強化による収益拡大

5. コスト削減又は効率的配分の徹底

- ① 経費削減活動の徹底を継続
- ② 販売スタイル別のセグメントへの変更や生産部門統一化による、効率的かつ効果的なコスト配分の徹底

6. 成長企業・事業のM&A及び資金調達

「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」というミッションのもと、既存事業における美と健康の分野にて、他社との事業提携を行い商品開発・新ブランドの展開を行ってまいります。他社の商品についても、通信販売やリテール販売で、当社の販路を活用し収益を拡大して、美と健康と生活における癒しをテーマとした生活を豊かにするサービスを提供する事業を積極的に推進しております。また、資金水準の回復と安定化のための新たな資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上又は実施前であり、また、資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、年間連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を年間連結計算書類に反映しておりません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「通販事業」「卸売事業」「リテール事業」「コンサルティング事業」を主な事業としております。

・通販事業

化粧品及び健康食品、フェムケア商品の通信販売を主な事業としております。

・卸売事業

化粧品及び健康食品、アロマ関連商品等の卸販売を主な事業としております。

・リテール事業

アロマ及び雑貨の小売を主な事業としております。

・コンサルティング事業

太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）及び衛生関連商品の販売等を主な事業としております。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社

福岡市中央区薬院一丁目1番1号
薬院ビジネスガーデン 8階

② 子会社の主要な事業所

株式会社HACC Pジャパン

福岡市中央区薬院一丁目1番1号
薬院ビジネスガーデン 8階

株式会社i i y

東京都港区虎ノ門四丁目1番10号
青木ビル 2階

ファンタスティックフォー第1号
合同会社

福岡市中央区薬院一丁目1番1号
薬院ビジネスガーデン 8階

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
通 販 事 業	30名 (－) 名	1名増 (1名減)
卸 売 事 業	11名 (－) 名	2名増 (－名)
リ テ ー ル 事 業	20名 (24) 名	4名減 (9名減)
コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	2名 (－) 名	1名減 (－名)
全 社 (共 通)	29名 (1) 名	7名減 (－名)
合 計	92名 (25) 名	9名減 (10名減)

- (注) 1. 使用人数欄の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であり、外数で記載しておりますが、小数点第1位以下を切り捨てて表示しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88 (25) 名	11 (9) 名減	45歳1ヶ月	7年9ヶ月

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パートタイマーの従業員は()内に年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しておりますが、小数点第1位以下を切り捨てて表示しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均勤続年数算出にあたっては合併前の出身会社における勤続期間を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社energyコーポレーション	200,000千円
Quantitative Consulting株式会社	100,000千円
株式会社佐賀銀行	72,761千円
さわやか信用金庫	60,65千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,207,470株(うち自己株式 9,302株)
- (3) 株主数 18,094名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
井 康彦	1,339,280株	11.95%
SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIMITED-CLIENT ACCOUNT	1,061,300株	9.47%
ネットプライス有限責任事業組合	1,028,947株	9.18%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	233,100株	2.08%
株式会社ネクスタ（匿名組合口）	200,000株	1.78%
ワイズコレクション株式会社	184,500株	1.64%
楽天証券株式会社共有口	177,000株	1.58%
DENBA JAPAN株式会社	162,753株	1.45%
株式会社ジェリービーンズグループ	158,000株	1.41%
株式会社SBI証券	140,178株	1.25%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES 名義の株式は、GOLD PACIFIC GLOBAL LIMITED 806,300株とTIMES INVESTMENT LIMITED 255,000株が実質株主として保有しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	寺 田 智 美	(株)CLEAR 代表取締役 (株)ミヤビインターナショナル 監査役 (株)ピザニスタトウキョウ 代表取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	松 野 博 彦	ネットプライス有限責任事業組合 組合員 (株)iij 代表取締役
取 締 役	浦 太 介	(同)トニカル 代表社員 ライトエステイト(同) 代表社員
取 締 役	立 川 光 昭	エムグループホールディングスアンドキャピタル(株) 執行役員 (株)ネットプライス 執行役員会長 ネットプライス有限責任事業組合 組合員 (株)ジェリービーンズグループ 取締役会長
取 締 役	神 谷 将 史	神谷・大久保総合法律事務所 代表弁護士
取 締 役	寺 前 卓	(株)MARYSOL 代表取締役
常 勤 監 査 役	上 畠 正 教	
監 査 役	鬼 塚 恒	金崎・鬼塚法律事務所 共同代表
監 査 役	板 垣 裕 二 郎	日比谷税理士法人 代表社員 (福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会 監事

- (注) 1. 取締役立川光昭氏、神谷将史氏及び寺前卓氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鬼塚恒氏及び板垣裕二郎氏は、社外監査役であります。
3. 取締役神谷将史氏及び監査役板垣裕二郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役鬼塚恒氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役板垣裕二郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)	8名 (3名)	43,438千円 (5,940千円)
監 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,960千円 (3,960千円)
合 (うち社外役員)	11名 (5名)	57,398千円 (9,900千円)

- (注) 1. 2019年12月20日開催の第17期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 2019年12月20日開催の第17期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(ロ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、2024年12月20日に決議された当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は取締役の報酬を経営方針の実現を達成するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針としそれぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- ① 「はずむライフスタイルを提供し人々を幸せにする」という企業理念を促すものであること
- ② 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
- ③ 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
- ④ 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
- ⑤ 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性と公平性及び合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

取締役の報酬は、現状は固定報酬のみとなっておりますが、今後につきましては、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成いたします。

取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業・同規模（売上高・時価総額・連結営業利益等で選定）他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

2. 取締役報酬内容及び構成割合等

取締役の報酬は、

- ① 基本報酬としての役位（職位）に応じた「固定報酬」（金銭報酬）
- ② 事業年度ごとの業績と個人の評価等に基づく「賞与」（金銭報酬）
- ③ 「株式報酬」（当社株式の譲渡制限付株式報酬）

とします。

取締役の報酬構成については、現状は固定報酬のみとなっておりますが、今後につきましては、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬、賞与及び株式報酬の比率を設定します。

（固定報酬）

基本報酬としての固定報酬は役位別基準額を基に各人ごとに定め、在任期間中に毎月支給します。

（賞与）

業績連動報酬としての賞与は、単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出します。賞与の算定に関わる指標は利益成長の達成度を重視する視点から連結業績の「連結当期純利益」で設定します。なお、支払は年1回社内での決裁手続きを経て、定時株主総会終了後に支給します。

（株式報酬）※当社株式の譲渡制限付株式報酬

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株価と役位基準により出された各取締役別の付与株数をベースに、当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案のうえ、付与株式数を決定します。

割当て時期については、定時株主総会終了後の12月開催の取締役会において決定します。また、当社の取締役に割当てる譲渡制限付株式は、業績連動に基づく事後交付型を想定しております。

3. 取締役の報酬の決定プロセス

個人別の報酬額については、2024年12月20日開催の取締役会決議に基づき代表取締役社長寺田智美がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の額とします。なお、株式報酬については個人別の割当株式数を取締役会において決議します。

上記代表取締役社長寺田智美の権限が適切に行使されるようにするため、具体的な報酬支給額については、代表取締役社長寺田智美は、同業他社や同規模他社の動向やグループ経営のための必要性等を考慮のうえ、管理部門担当役員と十分協議を行います。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の一部の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長寺田智美に対し、各取締役の固定報酬の額及び各取締役

の支給基準に基づく賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に代表取締役社長寺田智美が提案し、管理部門担当役員がその妥当性について確認したうえで取締役会にて決議しております。

(ハ) 当社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲には当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当社と当該兼職先との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	立 川 光 昭	エムグループホールディングスアンド キャピタル(株)	執行役員
		(株)ネットプライス	執行役員会長
		ネットプライス有限責任事業組合	組合員
		(株)ジェリービーンズグループ	取締役会長
取締役	神 谷 将 史	神谷・大久保総合法律事務所	代表弁護士
取締役	寺 前 卓	(株)MARYSOL	代表取締役
監査役	鬼 塚 恒	金崎・鬼塚法律事務所	共同代表
監査役	板 垣 裕二郎	日比谷税理士法人	代表社員
		(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会	監事

- (注) 1. 取締役立川光昭氏が取締役会長である(株)ジェリービーンズグループは、業務提携の関係にあり、当社と(株)ジェリービーンズグループ相互が保有する顧客へ双方の商品を案内しています。
2. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席の状況

		取締役会 (32回開催)	監査役会 (14回開催)
		出 席 回 数	出 席 回 数
取締役	立 川 光 昭	22回	一回
取締役	神 谷 将 史	24回	一回
取締役	寺 前 卓	25回	一回
監査役	鬼 塚 恒	28回	13回
監査役	板 垣 裕二郎	30回	14回

・取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役及び社外監査役は、議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と立川光昭氏、神谷将史氏、寺前卓氏及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人ウィズ

(注) 当社の会計監査人であった海南監査法人は、2024年12月20日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況
該当事項はありません。

(7) 会計監査人の辞任又は解任
該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、業績を勘案して、株主の皆様へ利益還元することを経営の最重要課題の一つと認識しております。

当社は中間配当と期末配当のほか基準日を定めて剰余金の配当を行うことができるとしており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

(2) 当期の配当金

当期におきましては、連結実績243百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、誠に遺憾ながら、前期に引き続き無配とさせていただきます。

(3) 次期の配当金に関する見通し

次期の剰余金の配当につきましては、未定とさせていただきますが、財務基盤の強化及び今後の持続的成長のための内部留保の充実を図りつつ、経営成績及び財政状態を勘案し、適切な利益還元策を検討し実施する必要があると考えております。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の積極的な事業展開とリスクへの備えとして活用してまいります。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,600,484	流動負債	1,092,778
現金及び預金	439,054	買掛金	106,526
売掛金	199,747	短期借入金	340,000
商品及び製品	600,351	1年内返済予定の長期借入金	58,908
原材料及び貯蔵品	31,666	1年内償還予定の社債	200,000
前渡金	1,176,225	前受金	110,267
その他	153,490	未払法人税等	31,163
貸倒引当金	△52	賞与引当金	2,743
固定資産	386,228	ポイント引当金	5,476
有形固定資産	13,034	株主優待引当金	49,017
建物及び構築物	0	その他	188,673
土地	13,000	固定負債	235,158
その他	34	長期借入金	174,325
無形固定資産	312,483	繰延税金負債	5,316
のれん	194,983	資産除去債務	34,168
顧客関連資産	58,499	その他	21,348
その他	59,000	負 債 合 計	1,327,936
投資その他の資産	60,711	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	43,270	株主資本	1,644,588
長期未収入金	380	資本金	1,945,753
破産更生債権等	29,073	資本剰余金	1,435,150
繰延税金資産	16,452	利益剰余金	△1,733,177
その他	608	自己株式	△3,138
貸倒引当金	△29,073	新株予約権	14,188
		純 資 産 合 計	1,658,776
資 産 合 計	2,986,712	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,986,712

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年10月 1 日から
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,441,039
売上原価		780,117
売上総利益		1,660,922
販売費及び一般管理費		1,826,242
営業損失		165,319
営業外収益		
受取利息	715	
受取手数料	8,895	
貸倒引当金戻入額	5,991	
その他	1,580	17,182
営業外費用		
支払利息	27,618	
社債利息	7,304	
株式交付費	19,941	
その他	3,463	58,327
経常損失		206,464
特別損失		
減損損失	7,641	
貸倒引当金繰入額	29,073	36,714
税金等調整前当期純損失		243,179
法人税、住民税及び事業税	19,379	
法人税等調整額	△18,629	750
当期純損失		243,929
親会社株主に帰属する当期純損失		243,929

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,202,629	流動負債	902,854
現金及び預金	243,751	買掛金	108,616
売掛金	166,879	短期借入金	340,000
商品及び製品	509,985	1年内返済予定の長期借入金	28,224
原材料及び貯蔵品	31,666	1年内償還予定の社債	200,000
前渡金	119,562	前受金	3,026
立替金	56,360	未払法人税等	26,058
その他	74,476	ポイント引当金	5,476
貸倒引当金	△52	株主優待引当金	49,017
固定資産	1,554,126	その他	142,433
有形固定資産	0	固定負債	146,298
建物及び構築物	0	長期借入金	105,465
その他	0	繰延税金負債	5,316
無形固定資産	83,961	資産除去債務	34,168
のれん	25,461	その他	1,348
顧客関連資産	58,499		
投資その他の資産	1,470,164	負 債 合 計	1,049,152
関係会社株式	279,565	(純 資 産 の 部)	
関係会社長期貸付金	813,700	株主資本	1,693,414
敷金及び保証金	43,030	資本金	1,945,753
長期未収入金	380	資本剰余金	1,435,150
関係会社長期立替金	484,470	資本準備金	1,432,811
破産更生債権等	29,073	その他資本剰余金	2,338
その他	719	利益剰余金	△1,684,350
貸倒引当金	△180,773	利益準備金	919
		その他利益剰余金	△1,685,270
		繰越利益剰余金	△1,685,270
		自己株式	△3,138
		新株予約権	14,188
		純 資 産 合 計	1,707,602
資 産 合 計	2,756,755	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,756,755

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,908,110
売上原価		591,900
売上総利益		1,316,209
販売費及び一般管理費		1,441,133
営業損失		124,923
営業外収益		
受取利息	5,127	
受取手数料	8,895	
貸倒引当金戻入額	5,991	
その他	1,573	21,587
営業外費用		
支払利息	25,852	
新株予約権発行費	2,756	
株式交付費	19,941	
社債利息	7,304	
その他	706	56,562
経常損失		159,899
特別損失		
減損損失	7,641	
貸倒引当金繰入額	29,073	36,714
税引前当期純損失		196,613
法人税、住民税及び事業税	10,157	
法人税等調整額	△8,983	1,173
当期純損失		197,787

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に対する意見を表明するために、連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社フォーシーズHD
取締役会 御中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 山田 行洋
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 野村 礼華
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フォーシーズHDの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーシーズHD及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは継続して重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度においては資金水準が低下している状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社フォーシーズHD
取締役会 御中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 山田 行洋
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 野村 礼華
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーシーズHDの2024年10月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失を計上しており、また、当事業年度においては資金水準が低下している状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

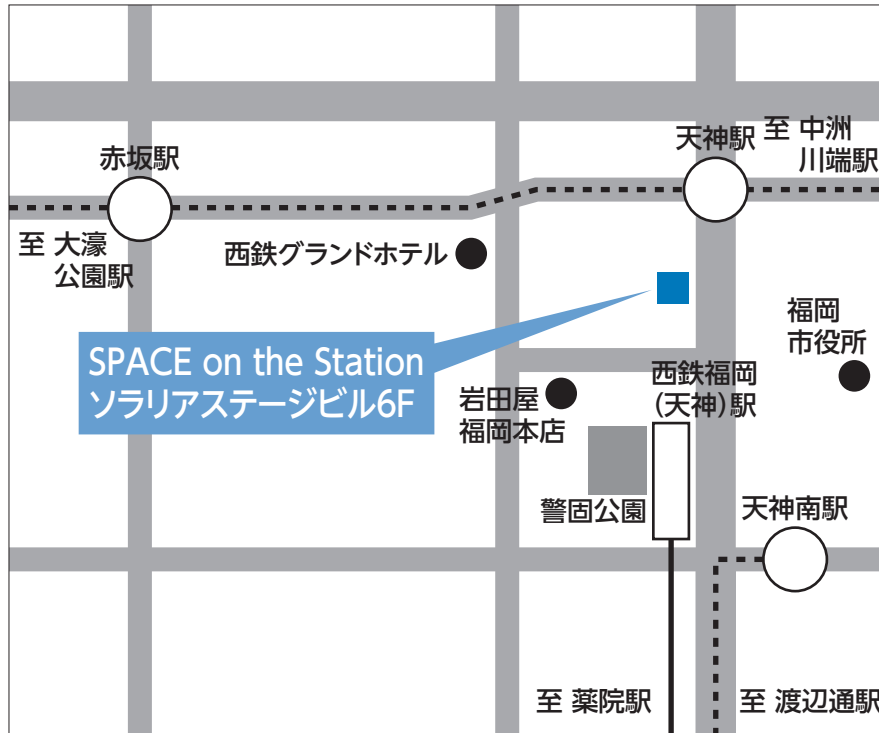
2025年11月20日

株式会社フォーシーズHD 監査役会
常 勤 監 査 役 上 畠 正 教 ㊞
社 外 監 査 役 鬼 塚 恒 ㊞
社 外 監 査 役 板 垣 裕 二 郎 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

- ・ 場所 福岡市中央区天神 2丁目11番3号
ソラリアステージビル 6F
SPACE on the Station 11・12・13
- ・ 交通 西鉄天神大牟田線・西鉄福岡（天神）駅（北口）より
ソラリアステージビル6Fへ
市営地下鉄七隈線・天神南駅より徒歩7分



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



第23期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2024年10月1日から2025年9月30日)

株式会社フォーシーズHD

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程・監査役会規程の見直しを行い役員の倫理に関する不足事項があれば改定し、必要に応じ弁護士を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令並びに文書管理規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 当社及び当社子会社のリスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、業務執行のリスクとして、以下イからハのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

イ. 事業を遂行するうえでのリスク

ロ. 事業体制についてのリスク

ハ. 投融資等についてのリスク

② 当社グループのリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、各社の社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行

- い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として内部監査室を強化する。
- ② 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- ③ 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善案の策定を求めることができるものとする。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、対象となる子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。取締役は、子会社において、不正行為又は法令及び当該子会社の定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長及び取締役会並びに監査役に報告する。
- ② 子会社は、当社による経営管理、経営指導において、不正行為又は法令及び定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、当社コンプライアンス委員会又は内部監査室に報告するものとする。同委員会は、直ちに意見等を付して代表取締役社長及び取締役会並びに監査役にこれを報告する。監査役は、これにつき意見を述べるとともに、その改善を求めることができる。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室員から監査役補助者を任命できることとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

② 監査役補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制

- ① 内部監査規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 社内通報規程の定めに従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 当社は、監査役又は監査役会に上記①又は②の報告を行った者に対し、社内通報規程に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止することとする。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社として、監査役監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取り組みを行う。

- ① 実効的な監査が行われるようにするため、監査役は、監査役会への出席に際し、事前に付議事項について報告を受けることとする。また、監査役は、当会社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁（稟議）事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受けることとする。
- ② 当社は、監査役監査基準を制定し、監査役の職責と心構えを明らかにするとともに、監査体制のあり方並びに監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものとする。また、監査役会に関しては、監査役会規程を制定し、招集等の手続き、監査報告書の作成要領、決議・報告・協議を要する事項等、監査役会に関する事項についての定め、その適正な運営及び審議の充実を図るものとする。
- ③ 監査役は、取締役との定期的な協議、内部統制事務局及び内部監査部門との意見交換等を通じて、執行部門との意思疎通を十分に図るものとする。
- ④ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じることとする。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当・不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することとする。

反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明らかにするため、リスク管理規程において、これを明確にリスクとして記載し対応担当部門を明らかにする。警察当局、関係団体などと十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社は、取締役会を毎月開催し、各子会社における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有並びに当社グループ全体の経営管理を行っております。
- ② 当社は、コンプライアンス委員会を四半期に1度開催し、コンプライアンス上のリスク等について情報の共有を行っております。
- ③ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループの内部監査を実施しております。
- ④ 内部監査室が内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から
2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	1,586,822	1,076,178	△1,489,248	△2,938	1,170,814	2,588	1,173,403
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行	358,930	358,930			717,860		717,860
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△243,929		△243,929		△243,929
自己株式の取得				△266	△266		△266
自己株式の処分		41		67	108		108
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						11,599	11,599
連結会計年度中の変動額合計	358,930	358,971	△243,929	△199	473,773	11,599	485,373
当 期 末 残 高	1,945,753	1,435,150	△1,733,177	△3,138	1,644,588	14,188	1,658,776

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは第18期連結会計年度より継続して、営業黒字、プラスのキャッシュ・フローを達成するための施策を実施してまいりました。通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。

リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当連結会計年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定であります。さらに、各事業において韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大、各種D E N B A社商品の販売を強化、及びリテール事業のD E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態を契機として、収益力の抜本的な向上を推進します。

また、コンサルティング事業の中でも太陽光の低圧発電所及び一部の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があったものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。またさらに、保有する低圧物件につきましても、売却の条件の交渉が完了し、順次売却を実施しております。このような状況下、当連結会計年度末の流動資産に関して、前連結会計年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、低圧、高圧の太陽光発電所の売却が順次進んでおります。

当社グループの事業運営は、継続して営業黒字、プラスの営業キャッシュ・フローを達成することができず、また、資金水準が低下していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消するため以下の対応策を進めてまいります。

(対応策)

1. 通販事業

- ① コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大
- ② 当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大
- ③ インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大
- ④ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ⑤ D E N B A社商品の販売強化による収益拡大

2. 卸売事業

- ① 国内外における当社取扱いブランド商品の販路拡大
- ② 小売店、卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大
- ③ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ④ D E N B A社商品の販路拡大

3. リテール事業

- ① 残存した不採算店舗の撤退による収益黒字化
- ② 新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上
- ③ 原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善
- ④ D E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態の強化

4. コンサルティング事業

- ① 取得済みの太陽光発電所及び蓄電所について、収益の最大化を図りつつ早急に売却契約締結を進める
- ② 再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため他社との業務提携も視野に入れながら太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することによる収益拡大
- ③ Web3.0事業の強化による収益拡大

5. コスト削減又は効率的配分の徹底

- ① 経費削減活動の徹底を継続
- ② 販売スタイル別のセグメントへの変更や生産部門統一化による、効率的かつ効果的なコスト配分の徹底

6. 成長企業・事業のM&A及び資金調達

「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」というミッションのもと、既存事業における美と健康の分野にて、他社との事業提携を行い商品開発・新ブランドの展開を行ってまいります。他社の商品についても、通信販売やリテール販売で、当社の販路を活用し収益を拡大し、美と健康と生活における癒しをテーマとした生活を豊かにするサービスを提供する事業を積極的に推進しております。また、資金水準の回復と安定化のための新たな資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上又は実施前であり、また、資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社H A C C P ジャパン

株式会社 i i y

ファンタスティックフォー第1号合同会社

ファンタスティックフォー第1号合同会社は2024年12月2日に新規設立により、新たに連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・顧客関連資産

13年の定額法によっております。

・のれん

1～13年の定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

ニ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 通販事業

主に化粧品、健康食品、アロマ関連商品及びフェムケア商品の通信販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ロ. 卸売事業

主に化粧品及びアロマ関連商品等の卸販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、顧客からの返品が見込まれる金額を控除した金額で測定しております。

ハ. リテール事業

主にアロマ及び雑貨の小売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

二. コンサルティング事業

総合衛生コンサルティング及び衛生関連商品等の販売、検査事業を行っております。微生物蛍光画像測定機「BACTESTER（バクテスター）」の販売及びHACCP指導などのコンサルティング取引においては、顧客が検収を完了した時点で当該商品又は製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

衛生関連商品等の販売取引においては、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）を行っております。主として、太陽光発電設備の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社 i i y に係るのれんの金額

147,732千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんは今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、企業結合により取得した企業の取得原価と、企業結合日の時価により算定された被取得企業の識別可能資産及び負債の純額との差額で算定し、資産として計上しております。のれんはその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、減損の兆候があると判断した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、減損損失の認識の可否を判定しております。当連結会計年度において、株式会社 i i y の業績は、営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損しておらず、株式会社 i i y に対するのれんについて減損の兆候はないと判断しております。

② 主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。

③ 翌連結会計年度に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、東京オフィス及びアロマブルーム店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額2,937千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について2,937千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

42,558千円

(2) 顧客との契約から生じた契約負債は「流動負債」の「前受金」、「その他」に含まれております。

契約負債の金額は、連結注記表の「10. 収益認識に関する注記(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

(3) 保証金額

次の取引先の買戻債務に対し、債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
株式会社FUNDI	510百万円	系統用蓄電所用地の買戻債務に対する保証債務

(注) なお、当該債務保証は、当社以外に1社の保証人が存在し、当社は履行順位としては2番目となります。当該契約について、主債務者が対象の蓄電所の買戻しが実行できない場合、保証債務の支払が必要となる一方、対象の蓄電所の取得ができる条項が付されております。保証債務残高には、当社が取得した蓄電所の売却、又は売電による回収可能金額は含まれておりません。

7. 連結損益計算書に関する注記

(顧客との契約から生じる収益)

売上高については顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益とを区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「10. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	10,077,670株	1,129,800株	一株	11,207,470株

(変動事由の概要)

新株発行による増加 1,129,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,385,500株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び社債発行、当社取引先からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途はグループの運転資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが45日以内の支払期日であります。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、事業計画に係る目的、再生可能エネルギー事業における先行投資・業務委託料により資金水準が低下したため、運転資金として調達したものであります。返済完了日は最長で決算日後6年3ヶ月であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、担当部署が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として検討してまいります。

現在はデリバティブ取引は行っておりません。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	43,270	35,711	△7,558
破産更生債権等	29,073	29,073	—
貸倒引当金	△29,073	△29,073	—
資産計	43,270	35,711	△7,558
長期借入金	174,325	166,772	△7,552
負債計	174,325	166,772	△7,552

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、1年内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから記載を省略しております。

(4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	35,711	—	35,711
破産更生債権等	—	—	0	0
資産計	—	35,711	—	35,711
長期借入金	—	166,772	—	166,772
負債計	—	166,772	—	166,722

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

これらの時価は、回収見込み額に基づき貸倒見積額を控除した金額を用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	通販事業	卸売事業	リテール事業	コンサルティング事業	計		
顧客との契約から生じる収益	1,201,097	612,339	483,766	143,835	2,441,039	—	2,441,039
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,201,097	612,339	483,766	143,835	2,441,039	—	2,441,039

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業の可能性を判断するためのテストマーケティングを含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に商品及び太陽光発電設備の引渡し前に顧客から受け取った「前受金」及び衛生コンサルティングサービスにかかる顧客からの「前受収益」に関連するものであり「前受収益」は、連結貸借対照表上、「流動負債のその他」に含まれております。

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	169,015	199,747
契約負債		
前受金	128,626	110,267
前受収益	396	500

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は13,049千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格の算定に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	—
1年超2年以内	—
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	—

1 1. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	146円86銭
(2) 1株当たり当期純損失	23円64銭

1 2. 企業結合に関する注記

(事業譲受)

(1) 事業譲受の概要

①相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 株式会社ネクスタ
事業内容 太陽光発電所の土地権利事業

②事業譲受を行った主な理由

当社は、2024年11月28日に公表しておりますとおり、再生可能エネルギー事業について管理面の観点より子会社を設立することを決議し、2024年12月2日にファンタスティックフォー第1号合同会社を設立いたしました。当社はグループ経営方針として新たな事業の柱を増やしていくことを方針の一つとしており、2024年5月10日に新たな事業として再生可能エネルギー事業への参入を公表し2050年のカーボンニュートラル実現に向けて事業参入をいたしました。今回事業譲受を行う物件については、子会社のファンタスティックフォー第1号合同会社が株式会社ネクスタより事業を譲受いたしました。

③事業譲受日

2024年12月25日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

- (2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている譲受事業の業績の期間
2024年12月25日から2025年9月30日まで

- (3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	689,584千円
取得原価		689,584千円

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
該当事項はありません。

- (5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
発生したのれんの金額
87,157千円

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	775,030千円
固定資産	6,377千円
資産合計	781,407千円
流動負債	178,980千円
固定負債	—
負債合計	178,980千円

13. 重要な後発事象

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,586,822	1,073,881	2,297	1,076,178	919	△1,487,483	△1,486,563	△2,938	1,173,499
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	358,930	358,930		358,930					717,860
当期純損失 (△)						△197,787	△197,787		△197,787
自己株式の取得								△266	△266
自己株式の処分			41	41				67	108
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	358,930	358,930	41	358,971	—	△197,787	△197,787	△199	519,915
当 期 末 残 高	1,945,753	1,432,811	2,338	1,435,150	919	△1,685,270	△1,684,350	△3,138	1,693,414

	新株 予約権	純資産 合計
当 期 首 残 高	2,588	1,176,087
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		717,860
当期純損失 (△)		△197,787
自己株式の取得		△266
自己株式の処分		108
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	11,599	11,599
事業年度中の変動額合計	11,599	531,514
当 期 末 残 高	14,188	1,707,602

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は第18期事業年度より継続して、営業黒字を達成するための施策を実施してまいりました。通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。

リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当事業年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定であります。さらに、各事業において各種D E N B A社商品の販売を強化、及びリテール事業のD E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態を契機として、収益力の抜本的な向上を推進します。

また、コンサルティング事業の中でも太陽光の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があったものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。このような状況下、当事業年度末の流動資産に関して、前事業年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、高圧の太陽光発電所の売却は順次進んでおります。

当社の事業運営は、継続して営業黒字を達成することができず、また、資金水準が低下していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消するため以下の対応策を進めてまいります。

(対応策)

1. 通販事業

- ① コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大
- ② 当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大
- ③ インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大
- ④ D E N B A社商品の販売強化による収益拡大

2. 卸売事業

- ① 国内外における当社取扱いブランド商品の販路拡大
- ② 小売店、卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大
- ③ D E N B A社商品の販路拡大

3. リテール事業

- ① 残存した不採算店舗の撤退による収益黒字化
- ② 新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上
- ③ 原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善

- ④ DENBA社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態の強化
- 4. コンサルティング事業
 - ① 取得済みの太陽光発電所及び蓄電所について、収益の最大化を図りつつ早急に売却契約締結を進める
 - ② 再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため他社との業務提携も視野に入れながら太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することによる収益拡大
- 5. コスト削減又は効率的配分の徹底
 - ① 経費削減活動の徹底を継続
 - ② 販売スタイル別のセグメントへの変更や生産部門統一化による、効率的かつ効果的なコスト配分の徹底
- 6. 成長企業・事業のM&A及び資金調達

「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」というミッションのもと、既存事業における美と健康の分野にて、他社との事業提携を行い商品開発・新ブランドの展開を行ってまいります。他社の商品についても、通信販売やリテール販売で、当社の販路を活用し収益を拡大し、美と健康と生活における癒しをテーマとした生活を豊かにするサービスを提供する事業を積極的に推進しております。また、資金水準の回復と安定化のための新たな資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上又は実施前であり、また、資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
--------	-----------------------
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 顧客関連資産 13年の定額法によっております。
- ・ のれん 13年の定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．通販事業

主に化粧品、健康食品及びアロマ関連商品等の通信販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ロ．卸売事業

主に化粧品及びアロマ関連商品等の卸販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品が見込まれる額を控除した金額で測定しております。

ハ．リテール事業

主にアロマ及び雑貨の小売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

二．コンサルティング事業

主に太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）を行っております。主として、太陽光発電設備の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り

（関係会社株式の評価）

- （1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（株式会社 i i y）	279,465千円
--------------------	-----------

- （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。また、市場価格のない株式等について、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

株式会社 i i y はEC市場において事業展開を行っており、取得原価には株式取得時における将来の事業の成長見込みに基づいた超過収益力を反映しております。

株式会社 i i y は、営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、超過収益力を反映した株式会社 i i y の株式の実質価額は著しく低下した状況にはないと判断しております。

② 主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上純利益率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、評価損が計上される可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、東京オフィス及びアロマブルーム店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額2,937千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について2,937千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	4,447千円
短期金銭債務	6,352千円
長期金銭債権	814,371千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 39,137千円

(3) 保証金額

次の取引先の債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
株式会社FUNDI	510百万円	系統用蓄電所用地の買戻債務に対する保証債務

(注) なお、当該債務保証は、当社以外に1社の保証人が存在し、当社は履行順位としては2番目となります。当該契約について、主債務者が対象の蓄電所の買戻しが実行できない場合、保証債務の支払が必要となる一方、対象の蓄電所の取得ができる条項が付されております。保証債務残高には、当社が取得した蓄電所の売却、または売電による回収可能金額は含まれておりません。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	40,354千円
仕入高	37,406千円
販売費及び一般管理費	19,522千円
営業取引以外の取引による取引高	4,440千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,089株	413株	200株	9,302株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加	413株
新株予約権行使による減少	200株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	401,659千円
資産除去債務	10,689千円
関係会社株式評価損	2,791千円
貸倒引当金	93,868千円
その他	49,187千円
繰延税金資産小計	558,195千円
評価性引当額	△539,308千円
繰延税金資産合計	18,886千円

(繰延税金負債)

顧客関連資産	△18,154千円
差額負債調整勘定	△3,460千円
その他	△680千円
繰延税金負債合計	△22,294千円
繰延税金負債の純額	△5,316千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 H A C C P ジャパン	所有 直接 98%	商品の仕入 経営指導 資金の援助 役員の兼任	経営指導料等の 受取 (注) 1 利 息 の 受 取 (注) 2	— 80	— 関係会社 長期貸付金 (注) 2、5	— 151,700
子会社	株式会社 i i y	所有 直接 100%	商品の仕入 経営指導 業務受託 業務委託	商品仕入 (注) 3 経営指導料等の 受取 (注) 1	37,406 39,000	買掛金 (注) 3 —	4,460 —

子会社	ファンタスティックフォー第1号合同会社	所有 直接 100%	資金の援助	—		関係会社 長期立替金	484,470
				資金の貸付 (注) 2	642,000	関係会社 長期貸付金 (注) 2	662,000
				利息の受取 (注) 2	4,447	関係会社 未収入金 (注) 2	4,447
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ワイズコレクション株式会社	被所有 1.66%	—	—	—	1年内償還予定の社債 (注) 4	200,000
				無担保普通社債の利息の支払 (注) 4	7,304	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等に関しては、每期交渉の上決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 商品の購入については、一般取引条件を勘案して、交渉の上決定しております。
4. 1年内償還予定の社債は無担保社債の発行であり、取引条件につきましては市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 株式会社H A C C P ジャパンに対する関係会社長期貸付金に対し、151,700千円の貸倒引当金を計上しております。

1 1. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

1 2. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 151円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 19円17銭 |

1 3. 重要な後発事象

該当事項はありません。